

小郡市雨水貯留施設等設置基準

(目的)

第1条 この設置基準（以下「基準」という。）は、小郡市（以下、「市」という。）内の農地で行われる開発行為等における雨水貯留施設等について必要な事項を定めることにより、降雨による浸水被害を防ぎ、もって安全な生活環境の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において使用する用語は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び小郡市開発行為等整備要綱（平成11年小郡市告示第21号。以下「要綱」という。）に定めるところによる。

2 この基準において「開発施設」とは、開発行為等の区域（以下「区域」という。）内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設及び区域内における防災上必要な機能を確保するための避難施設、避難路、雨水貯留施設等の施設をいう。

(背景)

第3条 近年、頻発・激甚化する大雨等による水害発生状況や今後の予測を踏まえ、浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項4号に定める浸水想定区域をいう。）の状況を勘案し、浸水想定区域の周辺及び下流域の浸水被害を抑制・軽減させるため、次条で定める開発行為等における雨水貯留施設等の基準を定める。

(適用範囲)

第4条 この基準は、別表で示す宝満川右岸地区内の市街化調整区域内の農地において行う要綱第3条第1項に規定する開発行為等（戸建専用住宅の建築行為を除く。）について適用する。

(基本的事項)

第5条 この基準により設置される雨水貯留施設等については、次の各号に掲げるもののほか、法第33条の開発許可基準に適合するものとする。

- (1) 雨水貯留施設等を計画するにあたっては、区域の周辺や下流域への浸水被害を抑制・軽減させるため、開発行為等の後の雨水の貯水機能が開発行為等の前の雨水の貯水機能と同等以上となるよう調節すること。
- (2) 雨水貯留施設等は、原則として貯留型調整池とする。ただし、貯留型調整池のみでの計画が困難と認められる場合は、区域の敷地形状、周辺の道路状況、地質状況等を勘案し、貯留型調整池以外の開発施設を雨水貯留施設等と兼ねて計画することができる。
- (3) 前号のただし書の適用にあつては、原則として必要最低限度の運用に留めるとともに、市関係課と十分な協議及び調整を行った上で、開発施設本来の機能を阻害することがないように設計すること。

(容量の算出方法)

第6条 この基準で定める雨水貯留施設等の貯留容量（以下「容量」という。）は、開発行為等により造成される区域内の農地が、従前に貯留可能だった雨水量を下回らないような容量を確保するものとし、算出方法については次に掲げるものとする。

- (1) 当該区域内の農地の総面積から畦畔部分の面積として2.4%を控除し、雨水貯留可能な範囲の面積とする。
- (2) 前号の面積に畦畔高として0.15mを乗じた値を容量とする。
- (3) 前号で算出した容量と福岡県「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」に基づき算出した容量を比較し、いずれか大きい値で設計を行うこと。

(設計に関する事項)

第7条 この基準により設置される雨水貯留施設等については、降雨時にその機能が十分に発揮されるよう設計するものとする。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市と事業主の協議により定める。

附 則

この基準は、令和7年10月1日から施行する。

○小郡市雨水貯留施設等設置基準の適用対象表

(別表)

区分			適用対象	適用の例	
宝満川右岸地区	市街化調整区域	開発許可対象	戸建専用住宅	対象外	—
			戸建専用住宅以外	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画に適合する建築物 ・沿道サービス施設 など
	市街化調整区域	開発許可対象外（許可不要） ※都市計画法29条ただし書きに掲げる 開発行為	施行区域 1000㎡以上	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・公益上必要な建築物 など (公民館、公園施設、特別積合せ貨物 運送用の倉庫、など)
			施行区域 1000㎡未満	一部対象	※下記の建築行為のみ適用対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・高さ10メートル以上の建築物 ・階数が3以上の建築物 ・計画戸数10戸以上 (小郡市開発行為等整備要綱の適用範囲 と同様)
	市街化区域		対象外	—	
宝満川左岸地区	全て		対象外	—	
※「市街化調整区域」及び「市街化区域」の区分は、この基準の施行日時点の区域区分によるものとする。					